

2024年から2025年で、業界のルールが変わりました。

連帯保証をめぐって、いま何が変わったか

2024年から2025年にかけて、M&A業界の自主規制ルールと
情報共有の仕組みが変わりました。公表された事実だけを整理しています。

2024年から2025年に何が起きたか。

2024年9月

広告・営業規程の附則3項として、経営者保証解除に関するサンプル条項が公表されました。

2024年10月1日

「特定事業者リスト」の運用開始。不適切な譲受け事業者の情報を加盟社間で共有する仕組みです。

2025年1月1日

自主規制ルール改正が施行され、最終契約書の草案作成時に保証解除の条文案を盛り込む取り扱いなどが始まりました。

2025年1月

業界団体が「M&A仲介協会」から「M&A支援機関協会」へ名称・体制を変更しました。

4つに共通しているのは、買い手側の責任を明確にする方向への動きです。

買い手に3つの義務が加わりました。

義務 01

条文案の追加義務

最終契約書の草案作成時に、保証解除の条文案を盛り込むことが定められました。

契約書の段階で扱われる

義務 02

資力調査義務

譲受け事業者の資力を調査する義務が、新たに定められました。

買い手の資力が確認される

義務 03

リスク説明義務

M&A成立後に生じうるリスクを説明する義務が、新たに定められました。

成立後のことも説明される

買い手側の責任が明確になったことは、売り手である経営者にとって後ろ盾になります。

特定事業者リストという仕組みができました。

特定事業者リストは、M&A支援機関協会が2024年10月1日から運用している情報共有の仕組みです。不適切な譲受け事業者の情報を、加盟する仲介会社の間で共有します。

対象になり得るのは、M&A取引の実行日から60営業日以内に経営者保証が解除されない場合です。実行日からの経過日数が、掲載基準の目安になっています。

60営業日という猶予

取引の実行日からこの期間内に経営者保証が解除されなければ、特定事業者リストへの掲載対象になり得ます。

猶予期間があるということは、対応を検討する時間があるということでもあります。

ルール改正とリストは別の制度です。

	自主規制ルール改正	特定事業者リスト
施行・開始	2025年1月1日	2024年10月1日
対象	契約書への記載	取引後の情報共有
内容	解除の条文案を盛り込む	実行後60営業日が基準

契約書の中身と、その後の情報共有。両方に目を向けておくと安心です。

条項サンプルは2種類公表されています。

01

2024年9月

広告・営業規程の附則3項として、保証解除に関する条項サンプルが公表されました。

02

その後

この附則をもとに、2種類のサンプル契約条項が公表されています。

03

位置づけ

あくまで参考のひな形であり、実際の契約は個別に検討されます。

ひな形が公表されたことで、交渉の共通の土台ができたと言えます。

国の指針も、整備が進んでいます。

中小M&Aガイドラインは、中小企業庁が公表する指針で、現在は第3版が最新です。業界団体の自主規制ルールとは別に、国の立場からもM&Aの適正な実施が求められています。

自主規制と国の指針、その両方が経営者を後押しする仕組みです。

この変化が意味すること

業界の自主規制と両輪で運用されている

国の立場からも適正化が求められている

詳細は専門家に確認するのが確実

当社もこの指針を踏まえてご提案します

制度は透明性を高める方向に進んでいます。

2024～2025年に整備された制度

条項サンプルの公表（2024年9月）

特定事業者リストの運用（2024年10月～）

自主規制ルール改正（2025年1月～）

変わったこと

買い手の義務

保証解除の条文案を盛り込む義務、資力調査義務、リスク説明義務が新たに定められました。

情報共有の仕組み

取引実行日から60営業日を超えても未解除の場合、掲載の対象になり得ます。

業界団体の体制

M&A支援機関協会へと改称し、体制が変わりました。

国の指針

中小M&Aガイドラインは第3版が最新です。自主規制ルールとは別の指針です。

なお、事業の状況によっては、破産などの法的整理が適切な場合もあります。

ご相談について

連帯保証のこと、おひとりで抱えないでください。

赤字・債務超過の会社こそ、ご相談ください。連帯保証の解除を見据えたスキームを設計し、ご提案します。

相談無料・秘密厳守

03-5657-7496

平日 9:00～19:00 / 最短当日にご対応します

こんな段階でも、どうぞ

- ・まだ何も決めていない
- ・顧問税理士にも言えていない
- ・家族にも話せていない
- ・他社に断られた
- ・手元に資料がそろっていない